

兵庫県社会活動制限の見直しについて

区分	現 行（5月21日）	改 定 案（6月1日～6月18日）	政府の基本的対処方針のポイント
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止のため、不要不急の外出の自粛を要請 ○不要不急の帰省や旅行等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動の自粛を要請 ○夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛を要請 ○「3密」（密閉、密集、密接）の懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動の自粛を要請 ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3密（密閉、密集、密接）の回避 ・ 身体的距離の確保 ・ マスクの着用 等 </div> 	<p>〈移行期間：①6/18 までの3週間程度、②6/19 からの3週間程度、③7/10 からの3週間程度に地域の感染状況等を評価し、段階的に緩和〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○①の段階では首都圏、北海道との移動は慎重に対応 ○が「ドライブ」の徹底等を前提に、①の段階から外出の自粛要請の緩和を検討
催物	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請 ○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請 <p>＜開催の目安＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内：100人以下、かつ定員の半分以上の参加人数 ・ 屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保 	<p>（同左）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○①～③ごとに段階的に規模要件（人数上限）を緩和 <ul style="list-style-type: none"> ※屋内：100人以下、かつ収容定員に対する参加人数割合を半分程度以内とする ○全国的なイベント（プロスポーツ等）は6/19以降、無観客での開催を依頼 ○クラスター発生があった場合、中止又は延期を含め、主催者に必要な協力等を要請
休業要請	<p>■休業要請</p> <p>次の①～②以外は解除</p> <p>① クラスター発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス ・ スポーツジム <p>② ①の類似施設 ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○業種ごとの感染拡大予防が「ドライブ」等が実践されるなど感染防止対策の徹底を前提に、全ての施設の休業要請を解除 ○クラスター発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力等を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大予防が「ドライブ」等の実践を前提に、施設の使用制限等を緩和、あるいは地域の感染状況等を踏まえ慎重に検討 ○クラスター発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力等を要請
通勤	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、職場でのローテーション勤務等の推進 ○職場での「3密」の回避 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進 ・ 在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、時差出勤、職場でのローテーション勤務、職場での「3密」の回避等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけ
		<p>（観光振興）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内観光を中心とし、6/19以降の対応は今後検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光振興に関しては①の間は県内から、②からは県外からの積極的な呼び込みを実施